

小規模水道における浄水の水質基準及び検査頻度の概略

(定期検査)

平成26年4月1日現在

項目	基準項目名	基準値	単位	検査頻度
1	一般細菌	100	個/ml	1回/3月以上
2	大腸菌	不検出		1回/3月以上
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L	1回/3月以上
4	鉄及びその化合物	0.3	mg/L	1回/3月以上
5	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L	1回/3月以上
6	塩化物イオン	200	mg/L	1回/3月以上
7	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L	1回/3月以上
8	蒸発残留物	500	mg/L	1回/3月以上
9	有機物(全有機炭素TOC)	3	mg/L	1回/3月以上
10	pH値	5.8-8.6		1回/3月以上
11	味	異常でない		1回/3月以上
12	臭気	異常でない		1回/3月以上
13	色度	5	度	1回/3月以上
14	濁度	2	度	1回/3月以上

(臨時検査)

全項目検査を3年に1回実施

全項目検査の結果、基準の1/2を超えて検出された項目については、1年毎に1回実施する。この場合、当該項目の検査結果が、3年継続して基準値の1/2以下となった場合は、次の年度から3年毎に1回検査しても差し支えない。